

茨城労働局発表
令和4年2月28日(月)

【照会先】

茨城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 土田容子
安全専門官 土井昌利
(直通電話) 029-224-6215

死亡災害の防止に向けた緊急パトロール等を実施します ～ 県内において死亡災害が多発しています～

茨城県内における労働災害による死者数については、令和4年1月1日以降6人となっており、過去5年間の同時期で最も多くなっています。

業種別では、製造業が4人、建設業、採石業が各1人となっており、また、死亡災害6件のうち3件が機械の修理・点検といった非定常作業において発生しています。

このため、茨城労働局(局長 下角圭司)では、死亡災害の減少に向けて、以下の期間において、労働基準監督署長による事業場への緊急パトロール等の集中的な取組を行います。

○ 取組期間 令和4年3月7日(月)から3月18日(金)

○ 実施事項

1 労働基準監督署長による緊急パトロール

管下労働基準監督署(8署)において、製造業の事業場を中心に、労働基準監督署長による事業場への緊急パトロールを実施

2 関係団体に対する要請

労働災害防止関係団体、工業団地等の関係団体に対し、傘下事業場に対する周知・指導等、労働災害防止に向けた取組のより一層の強化を要請

- 別添資料 No. 1 令和4年 死亡災害事例
No. 2 リーフレット「死亡災害が多発しています！」
No. 3 リーフレット「機械による労働災害を防止しましょう」
No. 4 リーフレット「エンジンカッターによる労働災害を防止しましょう」

令和4年 死亡災害事例

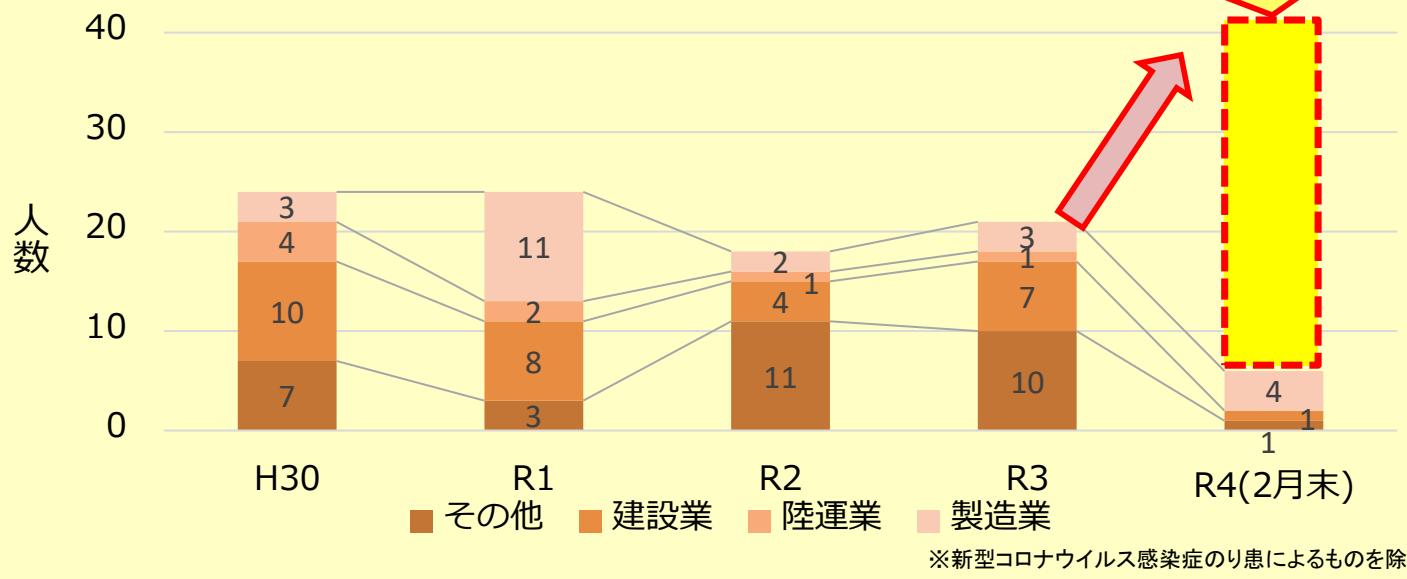
NO. 発生月 時間帯	職種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No. 1 1月 17~18時	管理者 50歳代 10年	ガラス・同製品製造業	はさまれ・巻き込まれ	グラスウール用の集塵機の上部で故障箇所を確認中、集塵機内部に携帯電話を落としたため、集塵機の内部に入ったところ、稼働中のスクリューコンベアに巻き込まれて死亡した。
			その他の一般動力機械	
No. 2 1月 13~14時	土工 40歳代 20年	その他の土木工事業	切れ・こすれ	排水溝工事現場において、エンジンカッターを用いてU字溝の切断中、エンジンカッターがキックバック（はね返り）を起こし、その歯が被災者の左頸部に当たり死亡した。
			その他の一般動力機械	
No. 3 1月 8~9時	作業者・技能者 80歳代 2年	その他の木材・木製品製造業	墜落・転落	木くずを圧縮する圧縮機の近くで、踏み台（高さ52cm）から圧縮機の架台（高さ72cm）に乗り移ろうとして足を踏み外し、地面に墜落し死亡した。
			はしご等	
No. 4 1月 9~10時	作業者・技能者 60歳代 3年	その他の食料品製造業	激突	野菜の入ったフレコンバッグを運搬するため、フォークリフトの運転席に乗り込もうとした際、運転席のヘッドガードの支柱枠に額を強打し、その弾みでアスファルト地面に倒れ、後頭部を強打し死亡した。
			フォークリフト	
No. 5 2月 17~18時	その他の製造工 50歳代 35年	自動車・同付属品製造業	はさまれ・巻き込まれ	プレス機械を使用してトラック部品に使用する金属製品を成形作業中、製品にバリが発生したため、金型付近を点検していたところ、下降してきた金型に頭部と右腕をはさまれて死亡した。
			プレス機械	
No. 6 2月 11~12時	作業者・技能者 50歳代 13年	採石業	墜落・転落	碎砂製造プラントの原料ホッパーで、碎石が詰まったため、詰まりを除去しようとして、ホッパー内に入り、スコップで除去作業を行っていたところ転落し、碎石が崩れたため、碎石の中に埋まり、死亡した。
			その他の装置・設備	

※ 死亡災害事例は速報であり、今後変更することもあります。

死亡災害が多発しています！

茨城県内では、令和4年に入ってから、労働災害により、既に6名の方が亡くなっています。過去5年間の同時期で最も多く、危機的な状況です。

年別死亡労働災害発生状況



	発生月	業種	年齢	災害発生状況
1	1月	製造業	50歳代	故障箇所の確認中、スクリューコンベアに巻き込まれた
2	1月	建設業	40歳代	U字溝切断中、エンジンカッターの歯が跳ね返り身体に当たった
3	1月	製造業	80歳代	踏み台から架台へ乗り移ろうとして、足を踏み外し墜落した
4	1月	製造業	60歳代	フォークリフトに乗る際、支柱枠に頭部を強打しその弾みで地面に倒れた
5	2月	製造業	50歳代	プレス機械の点検作業中、下降してきた金型に挟まれた
6	2月	鉱業	50歳代	ホッパー内に詰まった碎石の除去作業中、崩れた碎石に生き埋めになった

これ以上、尊い生命が失われることのないように、労働災害の撲滅に、より一層取り組んでください！

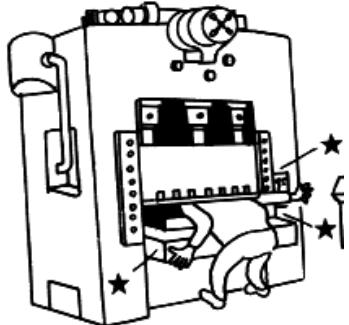


茨城労働局 各労働基準監督署

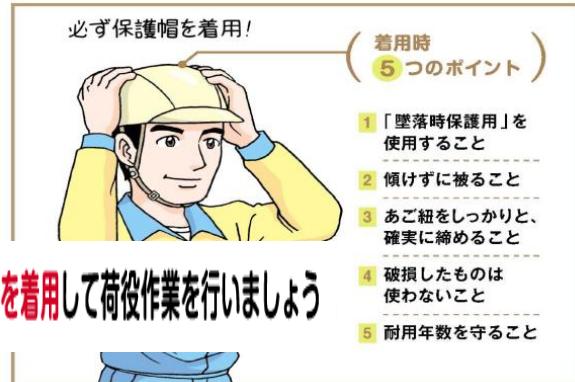
機械による労働災害を防止しましょう！

令和4年に入ってから、労働災害による死者数は6人となり、ここ数年で最も危機的な状況です。6件中、5件が機械によるもので、**点検作業中にコンベヤーやプレス機械にはさまれたり、機械作業中に踏み台から機械の架台に乗り移ろうとして転落したり、フォークリフトの運転席の支柱枠に頭部を強打して転落するなどの死亡災害が発生しています。**

これらの死亡災害の多くは、機械の電源を切らずに機械にはさまれる危険箇所に立ち入ったり、フォークリフト運転時に保護帽を着用しなかったりという安全ルールを無視した不安全な行動が原因となっています。



(注)イラストの出典元:職場のあんぜんサイト



主な機械による労働災害防止対策

- 1 機械装置の清掃・修理作業を行う時は、必ず機械の電源を切りましょう。やむを得ず、危険箇所に身体の一部等を入れる場合には、機械を完全に停止させ、操作盤にその旨を表示する等により、不意に作動することがないよう必要な措置を講じましょう。
- 2 フォークリフトで作業を行う時は、ヘルメットを着用し、フォークリフトの爪を足場代わりに使ったり、労働者の昇降に使用するなどはやめましょう。
- 3 墜落制止用器具の取付設備がある場合には、墜落制止用器具を着用して安全に作業を行うようにしましょう。
- 4 通常作業及び清掃時等の非定常作業について、安全な作業手順を作成し、関係する労働者全員に手順の内容を周知するなど、安全教育を行いましょう。
- 5 高さが2メートル以上の場所で作業する時は、保護帽や墜落制止用器具を着用し、高所からの墜落・転落災害を防止しましょう。
- 6 リスクアセスメントを実施し、危険源のリスク低減対策を行いましょう。

裏面のチェックリストを活用して職場の安全点検を実施してください。



あなたの職場は大丈夫？危険がないかチェックしてみましょう

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)		
1	安全衛生の担当者 を選任していますか。 (安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など)	<input type="checkbox"/>
2	機械・設備の清掃や修理作業などを行うときに、 機械の電源 を切っていますか。	<input type="checkbox"/>
3	やむを得ず、危険箇所に身体の一部等を入れる場合に、機械を完全に停止させた 操作盤にその旨を表示する等 により、不意に作動することがないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>
4	フォークリフトで作業を行うときには、 保護帽を着用 していますか。また、 フォークリフトの爪（フォークに差したパレットを含む）を足場代わり に使っていませんか。	<input type="checkbox"/>
5	高さが2メートル以上の開口部等の場所で作業を行うときに 墜落防止用器具（安全帯）など を使用していますか。	<input type="checkbox"/>
6	安全衛生教育 を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
7	通常作業及び清掃時等の非定常作業について、 安全な作業手順 を作成し、関係する労働者全員に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
8	機械・設備が安全に使用できるように 点検・修理等 を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	リスクアセスメント を行い、 リスク低減措置 を講じていますか。	<input type="checkbox"/>

(点検実施日 年 月 日)



エンジンカッターによる労働災害を 防止しましよう！

令和4年1月、ひたちなか市において、エンジンカッターを使用してU字溝の切断作業中、キックバックを起こし、エンジンカッターの刃が作業者に当たり死亡する災害が発生しました。

同様の事故はこれまでにも全国で発生しています。

エンジンカッターを用いて作業を行う場合には、

キックバックによる災害を防止するため、事前に
安全な作業手順を確認した上で作業を行いましょう。



【エンジンカッター使用時の注意事項】

エンジンカッターを使用する場合には、**キックバックが起こりうるということを念頭に**、以下の事項に注意のうえ、作業を行ってください。

- 作業は平坦な場所で、安定した状態で行うこと。
- 運転作業中は、ハンドルを両手でしっかりと持って機械を保持すること。
- キックバックが発生しやすい刃の上部の4分の1を使用しないこと。
- 刃の切断直線上に足を置かないこと。
- 刃が挟まれた場合は、必ずエンジンを切ってから引き抜くこと。
- その他メーカーによる取り扱い上の注意事項を守ること。

【エンジンカッターによる死亡災害事例】（全国）

発生年月	発生場所	業種	災害発生状況
令和4年1月	茨城	その他の土木工事	エンジンカッターを用いてU字溝の切断を行っていたところ、 キックバックを起こし 、エンジンカッターの刃が作業者の首に当たり死亡した。
令和3年9月	北海道	その他の建築工事業	解体工事現場において、エンジンカッターを用いて梁の切断を行っていた際、エンジンカッターのブレード（刃）を引き抜こうとしたところ、 反発したブレードが作業者の首に当たり死亡した 。
令和2年8月	兵庫	建築設備工事業	浄化槽への排水管敷設工事において、エンジンカッターで既設のヒューム管を切断中、 キックバックを起こして エンジンカッターの刃が跳ね上がり、作業者の首に接触し死亡した。
平成30年9月	石川	河川土木工事業	河川の築堤工事において、U字溝をエンジンカッターで切断したところ、 刃が反発し 、切断作業を行っていた作業員の肩から胸に接触し死亡した。
平成23年2月	鹿児島	道路建設工事業	U字溝を敷設する作業中、エンジンカッターで切断を行っていた作業者が、首に裂傷を負い倒れている状態で発見されたもの（死亡）。
平成22年1月	宮城	道路建設工事業	エンジンカッターでU字溝を所定の長さに切断中、しゃがんだ状態でカッターの刃を上向きにして切断を行ったところ、 刃が反発して跳ね返り 、作業者の首に当たり死亡した。

